

稚内市住民税非課税世帯 価格高騰対策給付金（3万円）のご案内

- 稚内市住民税非課税世帯価格高騰対策給付金は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直面する低所得世帯を支援する給付金です。
- **給付金を受給するためには、同封の「稚内市住民税非課税世帯価格高騰対策給付金確認書」に必要事項を記入し、返送する必要があります。**

1. 給付金の支給対象となる要件

◎ **次の①と②すべてに該当する世帯が対象です。**

- ① 令和5年6月1日(基準日)において**稚内市に住民票がある世帯**
- ② **世帯全員**の令和5年度分の市町村民税が「**均等割非課税**」である世帯

2. 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

3. 給付金の支給時期

稚内市で「**確認書**」を受理した日から3週間後を目安に支給します。
審査後、支給が決定しましたら、支給日等を文書にてお知らせします。

4. 確認書の提出(返送)期限

「確認書」は同封の返信用封筒で返送してください。(切手は必要ありません)
「確認書」の提出(返送)期限は **令和5年11月30日(木)**です。

! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに、国や北海道、市の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



確認書の注意点

I 支給要件の確認（表面の1.給付金の支給対象となる要件）

- **支給要件を確認し、「確認書」のチェック欄に「レ」を記入してください。**
チェックがある場合に限り、給付金が受け取れます。

※「確認書」が届いても、同じ世帯の中に住民税課税となる所得があるのに、未申告である者がいる場合は、給付金の対象にはなりません。

【注意】

- ※ 確認書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- ※ 意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

II 支給口座の確認

- 給付金は、原則として **過去に給付金を支給した口座** に振り込みます。
確認書に記載している、口座番号等に誤りがないか確認してください。

例：令和4年度 物価高騰対策緊急支援給付金
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 等

・「確認書」に印字されている「支給口座」に
支給を希望する場合

添付資料は必要ありません
（「確認書」のみ提出）

・「確認書」の「支給口座」が空欄の場合
・異なる口座への振込を希望する場合

- ① 支給を希望する口座を記入
- ② 口座を確認できる書類と本人確認書類を添付（確認書裏面参照）

III その他

- 確認書に記載された内容に相違なければ、表面の中段に **「世帯主氏名」**
「確認日」「電話番号」を記入してください。
- 代理人による確認や受給を行う場合は、**委任状に必要事項を記入し、**
必要書類を添付してください。
- 本給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります。

お問い合わせ

稚内市生活福祉部社会福祉課「給付金窓口」〔稚内市役所1階 社会福祉課〕



電話：0162-23-6193・0162-23-6453

FAX：0162-23-4038

（受付時間：平日9時00分～17時30分）

